プレス・リリース

2010 年 7 月 16 日 バーゼル銀行監督委員会

バーゼル銀行監督委員会による規制改革パッケージに関する進捗

7月14、15日に行われた会合において、バーゼル銀行監督委員会(以下「バーゼル委」)は、自己資本及び流動性規制の枠組みの設計と全体的な水準調整、2009年12月の市中協議パッケージに対するコメント、包括的な定量的影響度調査(QIS)及び経済影響度評価分析の結果を検討した。

この検討に基づき、バーゼル委は規制改革パッケージを完成させるための具体的な提言を作成した。バーゼル委の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ(以下「総裁・長官グループ」)は、7月後半の会合において、バーゼル委の進捗と提言を検討する予定である。バーゼル委は、総裁・長官グループに、自己資本の定義、カウンターパーティ・リスクの取扱い、レバレッジ比率、資本保全バッファー、及び流動性比率に関する具体的な提言を提出する予定である。

バーゼル委はまた、「破綻時ベース(gone concern)」のコンティンジェント・キャピタル(条件付資本)の自己資本規制枠組みにおける役割に関する提案を検討したところであり、近日中に市中協議用の提案を公表する予定である。バーゼル委は、「継続価値ベース(going concern)」でのコンティンジェント・キャピタルに関する提言についても評価を続ける予定である。

バーゼル委の議長を務めるウェリンク・オランダ中央銀行総裁は、「バーゼル委は今回の会合で大きな前進をみせた。制度設計及び水準調整を含め、自己資本及び流動性改革に関する包括的なパッケージの提出に向けた作業は、2010 年 11 月のソウルでの G20 首脳サミットに間に合うよう、引き続き予定通り進捗している」と述べた。

バーゼル委は、本日、カウンターシクリカルな(景気連動抑制的な)資本バッファーの枠組みに関する具体的な提案を市中協議に付した。カウンターシクリカルなバッファーは、各国当局によって、過剰な総与信の拡大がシステム全体のリスクの積上がりに繋がっていると判断される場合に課されることになる。この提案は、銀行システム

が、将来の潜在的な損失に対する備えとして適切な自己資本バッファーを確保しておくことに資する。資本保全バッファーに関しては、バーゼル委は、2009 年 12 月の改革パッケージにおいて、既に市中協議を実施している。

バーゼル委は、システミックな銀行のリスクに対処する具体的な提案についても検討を継続する。これらの提案には、他の規制監督上の措置とともに、システミックな追加的自己資本賦課に関する「一定の裁量(guided discretion)」アプローチが含まれる。

カウンターシクリカルなバッファーの提案に関するコメントは、2010年9月10日(金)までに、電子メールにより baselcommittee@bis.org 宛に提出、あるいは、「スイス連邦、CH-4002 バーゼル市、国際決済銀行、バーゼル銀行監督委員会事務局」宛に郵送される必要がある。

バーゼル銀行監督委員会について

バーゼル銀行監督委員会は、銀行監督に関する継続的な協力のための協議の場である。同委員会は、監督及びリスク管理に関する実務を世界的に促進し強化することに取り組んでいる。委員会のメンバーは、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、香港特別行政区、インド、インドネシア、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国及び米国の代表で構成されている。

中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループは、バーゼル銀行監督委員会の上位機関であり、バーゼル銀行監督委員会のメンバー国の中央銀行総裁及び(非中央銀行の)監督当局長官から構成されている。バーゼル銀行監督委員会の事務局は、スイス・バーゼルの国際決済銀行に置かれている。